

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月28日
規則第13号

改正	平成26年3月31日規則第14号	改正	平成26年12月18日規則第32号
改正	平成27年3月31日規則第26号	改正	平成28年3月31日規則第22号
改正	平成30年3月29日規則第21号	改正	平成31年3月28日規則第21号
改正	令和3年4月1日規則第74号	改正	令和3年7月1日規則第91号
改正	令和5年10月23日規則第50号	改正	<u>令和6年4月1日規則第38号</u>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第2条—第4条の4）
 - 第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護（第4条の5—第4条の7）
 - 第3節 基準該当居宅介護等（第5条—第7条）
- 第3章 療養介護（第8条—第12条の2）
- 第4章 生活介護
 - 第1節 生活介護（第13条—第16条）
 - 第2節 共生型生活介護（第16条の2—第16条の5）
 - 第3節 基準該当生活介護（第17条—第19条）
- 第5章 短期入所
 - 第1節 短期入所（第20条—第25条の2）
 - 第2節 共生型短期入所（第25条の3—第25条の5）
 - 第3節 基準該当短期入所（第26条・第27条）
- 第6章 重度障害者等包括支援（第28条・第29条）
- 第7章 削除
- 第8章 機能訓練
 - 第1節 機能訓練（第34条—第37条）
 - 第2節 共生型機能訓練（第37条の2—**第37条の5**）
 - 第3節 基準該当機能訓練（第38条—第39条）
- 第9章 生活訓練
 - 第1節 生活訓練（第40条—第44条）
 - 第2節 共生型生活訓練（第44条の2—第44条の4）
 - 第3節 基準該当生活訓練（第45条）
- 第9章の2 就労選択支援（第45条の2・第45条の3）**
- 第10章 就労移行支援（第46条—第48条）
- 第11章 就労継続支援A型（第49条・第50条）
- 第12章 就労継続支援B型
 - 第1節 就労継続支援B型（第51条）
 - 第2節 基準該当就労継続支援B型（第52条）
- 第13章 就労定着支援（第52条の2・第52条の2の2）
- 第14章 自立生活援助（第52条の3・第52条の4）
- 第15章 共同生活援助

- 第1節 指定共同生活援助（第53条—第54条の4の2）
- 第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助（第54条の5—第54条の12）
- 第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第54条の13—第54条の19）
- 第16章 多機能型に関する特例（第55条・第56条）
- 第17章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第57条—第61条）
- 第18章 雑則（第62条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（従業者の員数）

第2条 条例第5条の規則で定める員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める従業者について、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。

2 指定重度訪問介護事業所（条例第4条第2項に規定する指定重度訪問介護の事業を行う事業者が当該事業を行う事業所をいう。次項各号において同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項中「第5条第1項に規定することも家庭庁長官及び」とあるのは、「第7条の規定により読み替えられた省令第5条第1項に規定する」とする。

3 条例第5条の規定により置かなければならないサービス提供責任者は、常勤の前項の従業者であって専ら指定居宅介護等（同条に規定する指定居宅介護等をいう。以下この章において同じ。）の職務に従事するものとし、その員数は、当該事業所の規模（当該指定居宅介護等事業者（同条に規定する指定居宅介護等事業者をいう。以下同じ。）が指定居宅介護等のうち2以上の指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該一体的に運営している事業所の規模）に応じて、次の各号に定めるいずれかの数以上とする。

（1） 1に、当該事業所の月間の延べサービス提供時間が450時間（指定重度訪問介護事業所にあつては、1,000時間。以下この号において同じ。）を超えて450時間又はその端数を増すごとに1を加えた数

（2） 1に、当該事業所の従業者の数が10人（指定重度訪問介護事業所にあつては、20人。以下この号において同じ。）を超えて10人又はその端数を増すごとに1を加えた数

（3） 1に、当該事業所の利用者の数が40人（指定重度訪問介護事業所にあつては、10人。以下この号において同じ。）を超えて40人又はその端数を増すごとに1を加えた数

4 前項の規定により算定した数が次の各号に掲げる数となる場合には、当該各号に定める数については常勤換算方法によることができる。

（1） 2以上5以下となる場合 1

（2） 6以上となる場合 前項の規定により算定した数に3分の1を乗じた数（当該数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

5 第3項の事業所の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1

項の規定による指定を受ける場合は、推定数とする。

(条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第3条 条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第4条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額(省令第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。)の支払いを受けるものとする。

2 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領(条例第22条第1項に規定する法定代理受領をいう。以下同じ。)を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(省令第2条第11号に規定する指定障害福祉サービス等費用基準額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護等事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護等事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する費用とする。

(感染症の予防等のための措置)

第4条の2 条例第33条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定居宅介護等事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護等事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護等事業所において、従業者及び管理者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第4条の3 条例第34条の2第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第4条の4 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定居宅介護等事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護等事業所において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護

(指定訪問介護事業者が行う共生型居宅介護の事業の基準)

第4条の5 条例第41条の3第1号の規則で定める数は、指定訪問介護事業所(同号に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この条及び次条において同じ。)が提供する指定訪問介護(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数とする。

(指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護の事業の基準)

第4条の6 条例第41条の4第1号の規則で定める数は、指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数とする。

(準用)

第4条の7 前節(第2条第1項及び第2項を除く。)の規定は、共生型居宅介護等事業者について準用する。この場合において、第2条第3項中「条例第5条」とあるのは「条例第41条の5の規定により適用する条例第5条」と、「常勤の前項」とあるのは「常勤」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅介護等

(従業者の員数)

第5条 条例第44条の規定により適用する条例第5条の規則で定める員数は、省令第44条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める従業者について、3人以上とする。

- 2 離島その他の地域であつて省令第44条第2項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護等を提供する基準該当居宅介護等事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の員数は、1人以上とする。
- 3 基準該当重度訪問介護の事業を行う事業者が当該事業を行う事業所に対する前2項の規定の適用については、第1項中「第44条第1項に規定するこども家庭庁長官及び」とあるのは「第48条第2項の規定により読み替えられた省令第44条第1項に規定する」と、第2項中「第44条第2項に規定するこども家庭庁長官及び」とあるのは「第48条第2項の規定により読み替えられた省令第44条第2項に規定する」とする。
- 4 条例第44条の規定により適用する条例第5条の規定により置かなければならないサービス提供責任者の員数は、1人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第6条 条例第43条第1項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 従業者の同居の家族である利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて指定居宅介護等のみによっては必要な居宅介護等の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて当該居宅介護等が提供される場合
- (3) 従業者が同居の家族である利用者に提供する居宅介護等に従事する時間の合計、が、当該従業者が居宅介護等に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

(準用)

第7条 第3条、第4条(第1項を除く。)、第4条の2及び第4条の4の規定は、基準該当居宅介護等事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項から第3項」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第4条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

(従業者の員数等)

第8条 条例第45条第1項第4号の規則で定める者は、省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

- 2 条例第45条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準に定める数以上
 - (2) 看護職員(条例第45条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この項において同じ。) 指定療養介護(条例第45条第1項に規定する指定療養介護をいう。以下この章において同じ。)の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
 - (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上

上。この場合において、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数を超えて置かれている指定療養介護の単位については、看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第45条第3項の規則で定める場合は、複数の指定療養介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、指定療養介護の単位ごとの当該指定療養介護の提供とする。

5 第2項及び前項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 指定療養介護事業者（条例第45条第1項に規定する指定療養介護事業者をいう。以下同じ。）が、その医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。次条において同じ。）について同法第24条の2第1項の規定による指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び次条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第20号）第8条に定める基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第4項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備の基準の特例）

第9条 条例第46条第3項の規定により定める指定療養介護事業所（条例第45条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。）の設備の基準の特例は、指定療養介護事業者が医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、同一の施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供している場合について、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）第52条及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第14条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、条例第46条第1項及び第2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用者負担額の管理）

第10条 条例第48条の規則で定める支給決定障害者が負担する額の合計額は、省令第55条に規定する利用者負担額等の合計額とする。（条例第52条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払）

第11条 条例第52条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

（支払の受領等）

第12条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療（指定療養介護のうち医療に係るものをいう。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は省令第54条第2項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した

額の支払を受けるものとする。

- 3 指定療養介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 条例第52条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第12条の2 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定療養介護事業者について準用する。

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第14号。以下「障害福祉サービス事業基準条例施行規則」という。）第2条の2及び第2条の3の規定は、指定療養介護事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 生活介護

(従業者の員数等)

第13条 条例第53条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数

(2) 看護職員（条例第53条第1項第2号の看護職員をいう。以下この号において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護（条例第53条第1項に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（省令第78条第1項第2号のイの規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の利用者の数に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア) 平均障害支援区分が4未満の利用者 当該利用者の数を6で除した数

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満の利用者 当該利用者の数を5で除した数

(ウ) 平均障害支援区分が5以上の利用者 当該利用者の数を3で除した数

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる指定生活介護事業所（条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指

定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第53条第3項の規則で定める場合は、複数の指定生活介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、指定生活介護の単位ごとの当該指定生活介護の提供とする。

4 第1項及び前項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(条例第55条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第14条 条例第55条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第15条 指定生活介護事業者(条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱い等については、省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 条例第55条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第16条 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定生活介護事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第4条の規定は、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活介護

(指定児童発達支援事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第16条の2 条例第55条の3第1号の規則で定める数は、指定児童発達支援事業所(同号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第55条第2項において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(同号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第55条第2項において同じ。)(以下この条において「指定児童発達支援事業所等」という。)が提供する指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。第55条第2項において「指定通所支援基準条例」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(同条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下この条において「指定児童発達支援等」という。))を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数とする。

(指定通所介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第16条の3 条例第55条の4第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等（同号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。）が提供する指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第55条の4第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準）

第16条の4 条例第55条の5第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等（同号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）が提供する通いサービス（同条第4号に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービス（同条第3号に規定する共生型通いサービスをいう。以下同じ。）を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条に規定する基準を満たす数とする。

2 条例第55条の5第3号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）とする。

3 条例第55条の5第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員（同条第3号に規定する登録定員をいう。以下同じ。）の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員（同条第4号に規定する利用定員をいう。以下同じ。）、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（準用）

第16条の5 第3条、第4条の3、第4条の4及び第15条の規定は、共生型生活介護事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項」とあるのは、「第15条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当生活介護

（基準該当生活介護の基準）

第17条 条例第57条の規則で定める事業所は、特定基準該当生活介護（条例第122条第2号に規定する特定基準該当生活介護をいう。以下同じ。）を行う事業所とする。

2 条例第57条第1号の規則で定める指定通所介護事業者等（条例第55条の4に規定する指定通所介護事業者等をいう。以下この項及び第38条において同じ。）は、次に掲げる基準を満たす指定

通所介護事業者等とする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(次号及び第38条において「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護(同条例第84条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(条例第57条第1号に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(次号及び第38条において「指定通所介護等」という。)の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等における基準該当生活介護の基準)

第18条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等(省令第94条の2に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等をいう。第26条第1項及び第38条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないことなどにより生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(省令第94条の2に規定する指定小規模多機能型居宅介護等をいう。第38条の2において同じ。)のうち通いサービス(省令第94条の2に規定する通いサービスをいう。以下この条及び第38条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(省令第94条の2に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等には、前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の省令第94条の2第1号に規定する登録定員(次号において「登録定員」という。)が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(同条に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下であること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの省令第94条の2第2号に規定する利用定員(以下この号において「利用定員」という。)が登録定員の2分の1の数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂がその機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するものであること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令第94条の2第4号に規定する場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に定める基準を満たしていること。
- (5) 障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第19条 第15条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護事業者について準用する。この

場合において、同条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

第5章 短期入所

第1節 短期入所

(従業者の員数等)

第20条 条例第60条第1号の事業所(以下この章及び第54条の8において「単独型事業所」という。)に係る条例第60条の規則で定める従業者は、生活支援員とし、その員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、指定機能訓練事業所(条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業所をいう。以下同じ。)、指定生活訓練事業所(条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業所をいう。以下同じ。)、指定就労移行支援事業所(条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)、指定就労継続支援A型事業所(条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。第49条において同じ。)、指定就労継続支援B型事業所(条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所(条例第120条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害児通所支援事業所(指定通所支援(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)

(以下この項において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所(条例第59条に規定する指定短期入所をいう。以下この節において同じ。)の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、指定機能訓練(条例第98条第1項に規定する指定機能訓練をいう。以下同じ。)、指定生活訓練(条例第103条第1項に規定する指定生活訓練をいう。以下同じ。)、指定就労継続支援A型(条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型をいう。第50条第2項において同じ。)、指定就労継続支援B型(条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型をいう。第51条第2項において同じ。)、指定共同生活援助(条例第119条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)又は指定通所支援(以下この項において「指定生活介護等」という。)のサービス提供時間 当該指定生活介護等の利用者の数及び当該指定短期入所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が6以下 1以上

(イ) 利用者の数が7以上 1に、その日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号のイの(ア)又は(イ)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同イの(ア)又は(イ)に定める数

2 条例第60条第2号の事業所(以下この章及び第54条の8において「併設事業所」という。)に係る条例第60条の規則で定める従業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者とする。

(1) 法第5条第8項に規定する施設(利用者を入所させるものに限りに、次号に掲げるものを除く。次項において「入所施設」という。)が併設事業所を設置する場合 当該入所施設の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設として必要とされる数以上

(2) 指定生活訓練事業者(条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業者をいう。第9章において同じ。)(宿泊型自立訓練(条例第103条第1項第3号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下この項及び第40条において同じ。))の事業を行う者に限る。)又は指定共同生活援

助事業者（条例第120条第1項に規定する指定共同生活援助事業者をいう。以下同じ。）（以下この条において「指定生活訓練事業者等」という。）に係る当該施設が併設事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定生活訓練（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は指定共同生活援助（次項において「指定生活訓練等」という。）を提供する時間帯 指定生活訓練事業所等（当該指定生活訓練事業者等に係る指定生活訓練事業所又は指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が6以下 1以上

(イ) 利用者の数が7以上 1に、その日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第60条第3号の事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に係る同条の規則で定める従業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者とする。

(1) 入所施設を空床利用型事業所とする場合 入所施設の利用者数及び当該空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設として必要とされる数以上

(2) 指定生活訓練事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助（条例第121条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下この号及び第15章において同じ。）の事業を行う者（第15章において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）を除く。）に係る当該施設を空床利用型事業所とする場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定生活訓練等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 指定生活訓練事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業所を除く。以下この号において同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(ア)又は(イ)に掲げる指定短期入所の事業を行う日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が6以下 1以上

(イ) 利用者の数が7以上 1に、その日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（設備）

第21条 条例第61条第2項の規定により定める単独型事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き8平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 次に定める基準

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

- イ 必要な備品を備えること。
 - (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 洗面所 次に定める基準
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
 - (5) 便所 次に定める基準
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- 2 条例第61条第2項の規定により定める併設事業所の設備の基準は、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができることとする。
- 3 条例第61条第2項の規定により定める空床利用型事業所の設備の基準は、法5条第8項に規定する施設として必要とされる設備を有することとする。
（条例第66条第1項第2号の規則で定める場合）
- 第22条 条例第66条第1項第2号の規則で定める場合は、指定短期入所事業所が空床利用型事業所である場合とする。
（条例第67条の規則で定める指定短期入所事業所等）
- 第23条 条例第67条の規則で定める指定短期入所事業所は、空床利用型事業所とし、同条の規則で定める利用者の数は、当該空床利用型事業所がある法第5条第8項に規定する施設の利用定員（指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数とする。
（条例第68条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払）
- 第24条 条例第68条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。
（支払の受領等）
- 第25条 指定短期入所事業者（条例第60条に規定する指定短期入所事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用の取扱い等については、省令第120条第4項の規定によりこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の支払をした支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 条例第68条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第25条の2 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定短期入所事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3の規定は、指定短期入所事業者について準用する。この場合において、同条第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型短期入所

(指定短期入所生活介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第25条の3 条例第68条の3第1号の規則で定める数は、指定短期入所生活介護事業所等(同号に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。以下この項において同じ。)が提供する指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下この条において「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第68条の3第2号の規則で定める面積は、10.65平方メートルに指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第25条の4 条例第68条の4第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)の利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第68条の4第2号の規則で定める面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室(同号に規定する個室をいう。)の定員数を減じて得た数を乗じて得た面積とする。

(準用)

第25条の5 第3条、第4条の3、第4条の4、第22条及び第25条の規定は、共生型短期入所事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項」とあるのは、「第25条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当短期入所

(基準該当短期入所の基準)

第26条 条例第70条第1号の規則で定める指定短期入所事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者等とし、同号の規則で定めるサービスは、省令第125条の5第1号に規定するサービスとする。

2 基準該当短期入所事業者は、前項のサービスを提供するに当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(省令第125条の5第2号に規定する宿泊サービスの利用定員をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員(同条第2号に規定する通いサービスの利用定員をいう。)の3分の1の数から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(省令第125条の5第3号に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積がおおむね7.43平方メートル以上となること。

(準用)

第27条 第25条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所事業者について準用する。この

場合において、同条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

第6章 重度障害者等包括支援

(従業者)

第28条 条例第73条第1項の規則で定める従業者は、指定重度障害者等包括支援事業者（条例第73条第1項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者をいう。以下この章において同じ。）が法第29条第1項の規定による指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設が置かなければならない従業者とする。

2 条例第73条第1項の規定により置かなければならないサービス提供責任者は、省令第127条第3項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者でなければならない。

(準用)

第29条 第3条から第4条の2まで及び第4条の4の規定は、指定重度障害者等包括支援事業者について準用する。

第7章 削除

第30条から第33条まで 削除

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練

(従業者の員数)

第34条 条例第98条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 看護職員（条例第98条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定機能訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定機能訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定機能訓練事業者（条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業者をいう。第36条及び第37条において同じ。）が指定機能訓練事業所における指定機能訓練に併せて利用者の居宅を訪問することにより指定機能訓練（以下この項において「訪問による指定機能訓練」という。）を提供する場合における前項の基準は、同項に定める員数の従業者に加えて、訪問による指定機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこととする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 指定機能訓練事業所には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(条例第99条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第35条 条例第99条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第36条 指定機能訓練事業者は、指定機能訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定機能訓練に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定機能訓練事業者は、法定代理受領を行わない指定機能訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定機能訓練に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定機能訓練事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定機能訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定機能訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱い等については、省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定機能訓練事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 条例第99条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第37条 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定機能訓練事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第4条の規定は、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型機能訓練

(指定通所介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第37条の2 条例第99条の3第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第99条の3第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型機能訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定通所リハビリテーション事業者が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第37条の3 条例第99条の4第1号の規則で定める数は、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)が提供する指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数とする。

2 条例第99条の4第2号の規則で定める面積(指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該面積に食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えた面積)は、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型機能訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第37条の4 条例第99条の5第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たす数とする。

- 2 条例第99条の5第3号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。
- 3 条例第99条の5第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（準用）

第37条の5 第3条、第4条の3、第4条の4及び第36条の規定は、共生型機能訓練事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項」とあるのは、「第36条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当機能訓練

（基準該当機能訓練の基準）

第38条 条例第101条第1号の規則で定める指定通所介護事業者等 又は指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる基準を満たす指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者とする。

- (1) 指定通所介護事業所等 又は指定通所リハビリテーション事業所の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等 又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当機能訓練を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等 又は指定通所リハビリテーション事業所の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等 又は指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等 又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等 又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当機能訓練を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等 又は指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

（病院等基準該当機能訓練事業所の基準）

第38条の2 条例第102条の3第1号の規則で定める病院又は診療所は、次に掲げる基準を満たす病院又は診療所とする。

- (1) 病院等基準該当機能訓練事業所の専用の部屋等の面積を病院等基準該当機能訓練を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当機能訓練事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。
 - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。
 - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等における基準該当機能訓練の基準）

第38条の3 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当機能訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当機能訓練

事業所とみなす。この場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等には、前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の省令第163条の2第1号に規定する登録定員（次号において「登録定員」という。）が29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下であること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの省令第163条の2第2号に規定する利用定員（以下この号において「利用定員」という。）が登録定員の2分の1の数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂がその機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するものであること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令第163条の2第4号に規定する場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に定める基準を満たしていること。
- (5) 障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第39条 第36条第2項から第6項までの規定は、基準該当機能訓練事業者について準用する。この場合において、第36条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練

（従業者の員数）

第40条 条例第103条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 生活支援員 指定生活訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 指定宿泊型自立訓練（指定生活訓練のうち宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者
- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う指定生活訓練事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 指定生活訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員（条例第103条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この項において同じ。）を置く指定生活訓練事業所に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び次項に規定する看護職員」と、「指定生活訓練事業所」とあるのは「生活支援員及び当該看護職員の総数は、指定生活訓練事業所」とし、当該指定生活訓練事業所における生活支援員及び看護職員の数は、当

該指定生活訓練事業所ごとに、それぞれ1以上とする。ただし、他に健康上の管理等を行うことができる職員がいる場合は、看護職員を置かないことができる。

3 指定生活訓練事業者が指定生活訓練事業所における指定生活訓練に併せて利用者の居宅を訪問することにより指定生活訓練（以下この項において「訪問による指定生活訓練」という。）を提供する場合における前2項の基準は、前2項に定める員数の従業者に加えて、訪問による指定生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこととする。

4 第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。（条例第105条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払）

第41条 条例第105条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第4項までに規定する支払とする。
（支払の受領等）

第42条 指定生活訓練事業者は、指定生活訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活訓練に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活訓練事業者は、法定代理受領を行わない指定生活訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活訓練に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活訓練事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定生活訓練（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用

（2） 日用品費

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定生活訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定生活訓練事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の規定により受ける支払のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用

（2） 光熱水費

（3） 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（4） 日用品費

（5） 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定生活訓練事業者は、第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 条例第105条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号及び第4項各号に掲げる費用とする。

（条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者）

第43条 条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者は、省令第170条の2第2項に規定する支給決定障害者とする。

（準用）

第44条 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定生活訓練事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第9条第1項の規定は、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号

中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活訓練

(指定通所介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準)

第44条の2 条例第105条の3第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第105条の3第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型生活訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準)

第44条の3 条例第105条の4第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たす数とする。

2 条例第105条の4第3号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。

3 条例第105条の4第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第44条の4 第3条、第4条の3、第4条の4及び第42条の規定は、共生型生活訓練事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項から第3項」とあるのは、「第42条第1項から第4項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当生活訓練

(基準該当生活訓練の事業)

第45条 第36条第2項から第6項まで、第38条及び第38条の2の規定は、基準該当生活訓練事業者について準用する。この場合において、第36条第5項中「第1項から」とあるのは「第2項及び」と、第38条の2第1号中「第163条の2第1号」とあるのは「第172条の2第1号」と、同条第2号中「第163条の2第2号」とあるのは「第172条の2第2号」と、同条第4号中「第163条の2第4号」とあるのは「第172条の2第4号」と読み替えるものとする。

第9章の2 就労選択支援

(従業者の員数等)

第45条の2 条例第108条の2第1項の規則で定める者は、省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第108条の2第2項の規定により定める就労選択支援員の員数の基準は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第45条の3 第4条の3、第4条の4、第35条及び第36条の規定は、条例第108条の2第1項に規

定する指定就労選択支援事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第4条の規定は、条例第108条の2第1項に規定する指定就労選択支援事業者について準用する。

第10章 就労移行支援

(従業者の員数)

第46条 条例第109条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6（条例第109条第1項に規定する認定就労移行支援事業所にあつては、10）で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

(条例第110条第1項において準用する条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者)

第47条 条例第110条第1項において準用する条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者は、省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する支給決定障害者とする。

(準用)

第48条 第4条の3、第4条の4、第35条及び第36条の規定は、条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3及び第4条の規定は、条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

(従業者の員数)

第49条 条例第111条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加

えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第50条 第4条の3、第4条の4、第35条及び第36条の規定は、条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者について準用する。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3、第14条、第16条及び第17条の規定は、条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型

(就労継続支援B型の基準)

第51条 第4条の3、第4条の4、第35条、第36条及び第49条の規定は、条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者について準用する。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2、第2条の3、第14条及び第18条の規定は、条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者及び指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当就労継続支援B型

(基準該当就労継続支援B型の基準)

第52条 第4条の3、第4条の4及び第36条第2項から第6項までの規定は、基準該当就労継続支援B型事業者について準用する。この場合において、同条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2及び第2条の3の規定は、基準該当就労継続支援B型事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第13章 就労定着支援

(従業者の員数)

第52条の2 条例第118条の3第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所(条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。次号において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数(条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者が、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下この号において「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援(条例第118条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下この号において同じ。)の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第52条の2の2 第4条の2及び第4条の4の規定は、条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2の規定は、条例第118条の3第2項に規定する指定就労定着支援事業者について準用する。

第14章 自立生活援助

追加〔平成30年規則21号〕

(従業者の員数)

第52条の3 条例第118条の14第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所(条例第118条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。次号において同じ。)ごとに、1以上(利用者の数が25を超える場合にあっては、1に、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を基準とする。)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この項及び次項において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。次項において同じ。)を前項第2号規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第52条の4 第4条の2及び第4条の4の規定は、条例第118条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2の規定は、条例第118条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者について準用する。

第15章 共同生活援助

第1節 指定共同生活援助

(従業者の員数)

第53条 条例第120条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
 - イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
 - ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
 - エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

(設備)

第54条 条例第120条の3第1項の規則で定める住居は、次に掲げる基準を満たす省令第210条第2項に規定するサテライト型住居とする。

- (1) 入居定員が1人であること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けていること。
 - (3) 居室の面積が、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上であること。
- 2 条例第120条の3第2項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 病院
 - (2) 利用者を通所させて日中サービスを提供する施設
- 3 条例第120条の3第5項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の規則で定める人数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める人数とする。
- (1) 共同生活住居以外の建物を共同生活住居とする場合 20人(知事が特に必要があると認めるときは、30人)
 - (2) 共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるとき30人(ただし、当該改築前の入居定員を上限とする。)
- 4 条例第120条の3第8項の規定により定めるユニットに関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(地域連携推進会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第54条の2 条例第120条の8第2項に規定する地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(条例第121条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第54条の2の2 条例第121条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第54条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(法定代理受領が行われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から当該特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 条例第121条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(条例第121条第1項において準用する条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者)

第54条の4 条例第121条第1項において準用する条例第104条の2の規則で定める支給決定障害者は、省令第213条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する支給決定障害者とする。

(準用)

第54条の4の2 第4条の3及び第4条の4の規定は、指定共同生活援助事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の2及び第2条の3の規定は、指定共同生活援助事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例施行規則第2条の3第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第3号中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助

(基本方針)

第54条の5 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第54条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う指定共同生活援助事業所に置かなければならない従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、当該指定共

同生活援助事業所ごとに、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める員数とする。

- (1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人 常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
 - (2) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員 常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
 - (3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (4) 夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。） 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 第1項各号に掲げる従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第54条の7 その構造上共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない建物については、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一の建物の入居定員の合計は、20人以下とする。

（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の要件）

第54条の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に条例第59条に規定する指定短期入所（単独型事業所又は併設事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第54条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の介護又は家事等に従事する従業者を配置しておかなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第54条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に関する特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第54条の11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況 及び条例第120条の8第2項の報告、要望、助言等の内容又は同条第5項の評価の結果を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の 協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（適用関係）

第54条の12 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に対する 条例第120条の3、第120条の9

及び第121条の規定の適用については、条例第120条の3第1項中「共同生活住居（規則で定める住居を除く。第5項及び第6項において同じ。）」とあるのは「共同生活住居」と、条例第120条の9第3項中「家事等」とあるのは「家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」と、条例第121条第1項及び第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助計画」とする。

2 条例第119条、第120条及び第120条の10第1項並びにこの規則第53条及び第54条第1項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業には適用しない。

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助

（基本方針）

第54条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助（条例第121条の3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画（同条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）に基づき、受託居宅介護サービス事業者（指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護（条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）を行う事業者をいう。以下この節において同じ。）により、受託居宅介護サービス（当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下この節において同じ。）を適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第54条の14 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下この節において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う指定共同生活援助事業所に基本サービス（指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助をいう。）を提供する従業者として置かなければならない従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、当該指定共同生活援助事業所ごとに、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める員数とする。

（1）世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

（2）サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（重要事項の説明等）

第54条の15 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあったときは、その申込みを行った者（以下この条において「利用申込者」という。）の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

（1）第54条の17に規定する運営規程の概要

（2）従業者の勤務体制

（3）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容

（4）受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービス

の事業を行う事業所（以下この節において「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称
(5) 条例第120条の15第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
(受託居宅介護サービスの提供)

第54条の16 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第54条の17 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 条例第120条の11第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(3) 受託居宅介護サービス事業者の名称並びに受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(4) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第54条の18 受託居宅介護サービスの提供に関する業務の委託に関する契約は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前に、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

3 第1項の契約には、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者の業務について必要な管理及び指揮命令を行う旨の規定を定めなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(適用関係)

第54条の19 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に対する条例第120条の9、第120条の12及び第121条の規定の適用については、条例第120条の9第3項及び第120条の12第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該指定共同生活援助事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第54条の7第4号に規定する受託居宅介護サービス事業所」と、条例第121条第1項及び第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「第121条の3に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画」とする。

2 条例第119条、第120条、第120条の11、第120条の12（第3項ただし書及び第4項に限る。）及び第121条第1項（第8条第1項の規定を準用する部分に限る。）並びにこの規則第53条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業には適用しない。

第16章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等)

第55条 一体的に事業を行う多機能型事業所（条例第122条第1項第1号に規定する多機能型事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用定員数の合計が20人未満である場合は、条例第53条第4項、第98条第4項及び第5項、第103条第4項、第109条第4項並びに第111条第4項（第114条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型と

して一体的に行うものを除く。)におけるサービス管理責任者の数は、第13条第1項第3号、第34条第1項第2号、第40条第1項第3号、第46条第1項第3号及び第49条第1項第2号(第51条第1項において準用する場合を含む。)並びに条例第53条第5項、第98条第6項、第103条第5項、第109条第5項及び第111条第5項(条例第114条第1項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の合計数の区分に応じ、当該各号に定める数とし、サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(設備)

第56条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さない場合には、当該多機能型事業所において一体的に行う事業のうちの一のものに係る設備を当該事業のうち他のものの設備と兼用することができる。

第17章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(条例第122条第2号の規則で定める地域)

第57条 条例第122条第2号の規則で定める地域は、省令第219条に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないことなどによりその利用が困難なものとする。

(従業者)

第58条 特定基準該当障害福祉サービス事業者(条例第122条第2号に規定する事業者をいう。以下この章において同じ。)が同号に規定する事業を行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置かなければならない従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数の基準は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 医師(特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所である場合に限る。) 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいい、特定基準該当生活介護又は特定基準該当機能訓練(条例第122条第2号に規定する特定基準該当機能訓練をいう。以下この項において同じ。)を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所である場合に限る。) 1以上

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するためのものに限る。)又は特定基準該当機能訓練を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所である場合に限る。) 1以上

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当機能訓練又は特定基準該当生活訓練(条例第122条第2号に規定する特定基準該当生活訓練をいう。)の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型(条例第122条第2号に規定する特定基準該当就労継続支援B型をいう。次号において同じ。)の利用者

(5) 職業指導員(特定基準該当就労継続支援B型を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所である場合に限る。) 1以上

(6) サービス管理責任者 1以上

2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第59条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(利用定員)

第60条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上としなければならない。

(その他の基準)

第61条 第57条から前条までに定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービス（特定基準該当障害福祉サービス事業者に係る基準該当障害福祉サービスをいう。）の事業の従業者、設備及び運営の基準は、省令第223条に定めるところによる。

第18章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第9条第1項（条例第55条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第108条の4第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項及び第118条の17第1項において準用する場合を含む。）、第13条（条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第108条の4第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の17第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。）、第47条第1項、第63条第1項及び第120条の5第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規則で定める施設は、次に定める施設とする。

(1) 利用者を入所させて日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設

(2) 利用者を通所させて日中サービスを提供する施設

3 平成18年10月1日前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等によりその構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、条例第120条の3第7項及びこの規則第54条第4項の規定にかかわらず、旧障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

一部改正〔平成26年規則14号〕

- 4 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成30年3月31日までの間、条例第120条の8第3項の規定は、当該利用者については適用しない。
- 5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの（前項に規定する利用者を除く。）が共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成30年3月31日までの間、条例第120条の8第3項の規定は、当該利用者については適用しない。
 - （1） 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
 - （2） 当該利用者が居宅介護を利用することについて市町村が必要と認めること。
- 6 前2項の場合における第53条第1項第2号の規定の適用については、同号のイからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。
- 7 障害福祉サービス基準条例施行規則附則第2項の規定は、省令附則第7条第1項第2号に規定する精神障害者生活訓練施設について準用する。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

 - 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）
 - 2 新外部サービス利用型指定共同生活援助（この規則の施行の際現に指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年長野県条例第12号。次項において「改正指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第119条に規定する指定共同生活援助をいう。）の事業を行う者が引き続き外部サービス利用型指定共同生活援助（第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第54条の5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。）の事業を行おうとする場合における当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。次項において同じ。）の事業に対する新規則第54条の6の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
 - 3 前項の規定によるほか、新外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、この規則の施行後最初の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定をいう。）の更新の日（その日の前日までの間に受託居宅介護サービス（新規則第54条の5に規定する受託居宅介護をいう。次項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該提供をする日）までの間は、改正指定障害福祉サービス事業等基準条例による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第13章（第120条の3を除く。）及び新規則第13章（第54条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 4 附則第2項に規定する者に係る新規則第54条の10の規定の適用については、同条第1項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前」とあるのは、「受託居宅介護サービスを提供する前」とする。

附 則（平成26年12月18日規則第32号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項、第59条（見出しを含む。）及び第60条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第21号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第74号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則目次の改正規定（

「第3節 基準該当生活訓練（第45条）」を

「第3節 基準該当生活訓練（第45条）」

に改める部分に限る。

第9章の2 就労選択支援（第45条の2・45条の3）」

）、第9章の次に1章を加える改正規定及び第62条第1項の改正規定（「第105条第1項」の次に「、第108条の4第1項」を加える部分に限る。）並びに第2条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。